公的機関が提出する確認書の様式

令和　年　月　日

双葉町長　殿

　（公的機関名）

（連絡先）

℡ / Fax　　　　　　　　/

帰還困難区域等に立ち入る事業者について

　帰還困難区域等の立入りを実施する下記の事業者及び作業内容は、重要な生活基盤の点検・整備のため、当機関の要請に基づき行うものです。

　立入りに際しては、事業者に「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項（平成２３年８月１６日原子力被災者生活支援チーム）」を遵守させることとします。

記

1. 立入者（組織名称）
2. 立入り期間

令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

1. 一時立入りをする場所（工事箇所名・路線名・住所等）
2. 一時立入りをすることによる公益性（作業内容）